柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料		
資料番号	TS-43	
提出年月日	令和2年4月14日	

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

SA要員欠員時のプラント停止判断に係る 記載について

令和2年4月 東京電力ホールディングス株式会社

保安規定第12条 (運転員等の確保) 関係

1. 論点の内容

- (1) 第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、成立性の確認訓練に係る者が、必要な力量を確保できていないと判断した場合は、それ以外の保安規定(表 12-1及び表 12-3)に定める人数の者についても力量が確保できていないと判断される。
- (2) 力量が確保できていないと判断された後、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じ、再訓練等を実施したが、必要な力量を確保できていないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。

2. 保安規定変更に係る基本方針の内容

論点の内容を踏まえた保安規定変更に係る基本方針の見直し内容を以下に示す。

(1) 保安規定変更に係る基本方針

集団食中毒のような事態により、要員に欠員が生じた場合の措置及び成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合の措置を(2)項のとおり、保安規定の「第12条(運転員等の確保)」及び「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に規定する。

(2) 要員の欠員が生じた場合の措置

要員の欠員が生じた場合の措置の内容を以下に示す。(添付資料-1参照)

- ① 集団食中毒のような事態(②項の事態以外)により要員に欠員が生じた場合
 - a. 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合,原子力発電所の運転管理,施設管理をはじめ,安全確保に係る管理業務を最優先に継続する体制を構築する。

また,新感染症のまん延期においては,法令,保安規定を遵守するために必要な業務等,必要不可欠な安全確保に係る管理業務を最優先に継続する。

- b. 保安規定(表12-1及び表12-3)に定める人数の者に欠員が生じた場合は、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)を含め補充を行う。
- c. 保安規定(表12-1及び表12-3)に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持

し,原子炉の安全を確保する。

また、a項の措置は、復帰するまで実施することとし、復帰した後、原子炉の 運転状態も復帰させる。

- ② 成立性の確認訓練において,成立性の確認訓練に係る者が,力量を確保できていないと判断したことにより要員に欠員が生じた場合(添付資料-1参照)
 - a. 成立性の確認訓練(技術的能力の成立性確認,机上訓練による有効性評価の成立性確認,中央制御室主体の操作に係る成立性確認及び現場訓練による有効性評価の成立性確認)において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、保安規定(表12-1及び表12-3)に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、体制を構築する。
 - b. a 項の訓練うち,中央制御室主体の操作に係る成立性確認,技術的能力の成立性確認及び机上訓練による有効性評価の成立性確認により,力量を確保できていないと判断した場合は,速やかに,以下の措置を講じる。
 - (a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに, その原因を分析, 評価し, 改善等, 必要な措置を講じる。
 - (b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。
 - c. a 項の訓練うち, 現場訓練による有効性評価の成立性確認により, 力量を確保 できていないと判断した場合は, 速やかに, 以下の措置を講じる。
 - (a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに, その原因を分析, 評価し, 改善等, 必要な措置を講じる。
 - (b) 力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。
 - (c)(b)項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。
 - (d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて 原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実

施した後,力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し,力量が確保できていることを確認する。

- (e)(d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。
- d. a 項の訓練のうち, 現場訓練による有効性評価の成立性確認において, 除外された者と同じ役割の者に対して, 役割に応じた成立性の確認訓練を実施(c項参照)し, その結果, 力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は, f項の措置を講じる。
- e. a 項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、保安規定(表12-1及び表12-3)に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。
- f. d項の措置を受け、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。

また、a項の措置は、復帰するまで実施することとし、復帰した後、原子炉の 運転状態も復帰させる。

(3) 完了時間の運用

- ① 保安規定の「速やかに」の定義
 - a. 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。

なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備(関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。)が整い次第行う活動を意味する。

- b. 複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、 いずれか1つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残 りの要求される措置を実施する。
- ② 2. (2) 項の「速やかに」等の運用
 - a. 集団食中毒のような事態(②項の事態以外)により要員に欠員が生じ、保安

規定(表12-1及び表12-3)に定める人数の者に欠員が生じた場合は, 夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)を含め補充を行う。

- (a)「夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)を含め補充を行う。」の説明
 - ○保安規定(表12-1及び表12-3)に定める人数の者に欠員が生じた場合は、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)を含め、以下の非常召集ルートを使用した召集時間を目安に、要員の補充を行う。
 - ・非常召集ルートを使用した召集時間 :約6時間

(b) 要員の体制管理

- ○配置(業務)中の要員に集団食中毒のような事態が発生した場合は、対象者を速やかに、病院へ搬送するなど、人命、身体の安全を優先する措置を講じ、体調に問題のない要員と交替し、体制を構成する。
- ○夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)に事態が発生した場合は,集団食 中毒等の事態が収束するまで,体調に問題のない要員と交替し,体制を構 成する。
- ○交替する要員に集団食中毒のような事態が発生した場合は、体調に問題のない要員と交替し、体制を構成する。
- b. 成立性の確認訓練(技術的能力の成立性確認,机上訓練による有効性評価の成立性確認,中央制御室主体の操作に係る成立性確認及び現場訓練による有効性評価の成立性確認)において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、保安規定(表12-1及び表12-3)に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、体制を構築する。
 - (a)「速やかに」の説明
 - (b) 項の管理を行うことで対応可能であることから,第3節にて定義する「速やかに」と同義である。

(b) 要員の体制管理

- 〇成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、必要な力量を確保できていないと判断した場合でも、速やかに、保安規定(表12-1及び表12-3)に定める人数の者を確保し、体制が構成できるように要員の体制管理を行う。
- c. 現場訓練による有効性評価の成立性確認により,力量を確保できていないと 判断した場合は,速やかに,以下の措置を講じる。

- (a)「速やかに」の説明
 - ○現場訓練による有効性評価の成立性確認の成立性の確認により,力量を確保できていないと判断した場合は,その原因を分析,評価し,改善等,必要な措置を講じる。
 - ○力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して,必要な措置の結果を踏まえ,力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に,役割に応じた成立性の確認訓練を実施し,力量が確保できていることを確認する。
- (b) 措置の完了目標(添付資料-2参照)
 - ○7日~10日程度
- d. 原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。
 - (a)「速やかに」の説明
 - ○原子炉停止の措置の実施に当たっては,原子炉の安全を確保しつつ,速や かに,実施する。
 - (b) 原子炉停止の措置の完了目標
 - ○高温停止24時間
 - ○冷温停止36時間

3. 保安規定変更の内容

論点の内容を踏まえた保安規定変更の内容を以下に示す。

(1)「第12条(運転員等の確保)」の内容

(運転員等の確保)

- 第12条 第一運転管理部長及び第二運転管理部長(以下「運転管理部長」という。)は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。
- 2. 運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に 定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情があ る場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1 に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適 合した者の中から選任された者とする。
- 3. 運転管理部長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。
- 4. 各GMは、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、防災安全GMは、 重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。
- 5. 発電GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、 役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。
- 6. 発電GMは、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。
- 7. 発電GMは、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。
- 8. 防災安全GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。
- 9. 防災安全GMは,第8項を受け,力量が確保できていないと判断された者については,教育訓練等により,力量が確保されていることを確認した後,原子炉主任技術者の確認,所長の承認を得て,表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。
- 10. 防災安全GMは、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。
- 11. 所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。
- ※1: 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育 訓練を実施する。

表12-1

中央制御室名原子炉の状態	1号炉**2	2号炉,3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6/7号炉※2
運転,起動,高温停止の場合			13名以上**4
冷温停止,燃料交換の場合	4名以上**3	3名以上**3	10名以上**5

表12-2

中央制御室名原子炉の状態	1号炉,2号炉,3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6/7号炉 ^{※2}
運転、起動、高温停止の場合		3名以上**4
冷温停止,燃料交換の場合	1名以上	3名以上※5

表12-3

要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊
常駐	5 0名以上**6	10名以上
召集	114名以上**7	18名以上**8

※2:1号炉,2号炉,3号炉,4号炉,5号炉及び6号炉については,原子炉への燃料装荷を 行わない

※3:1号炉から5号炉合わせて22名以上常時確保する

※4:7号炉1基が該当する場合

※5:原子炉が2基とも該当する場合

※6:50名以上のうち、6名以上を1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉の要員、44 名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。

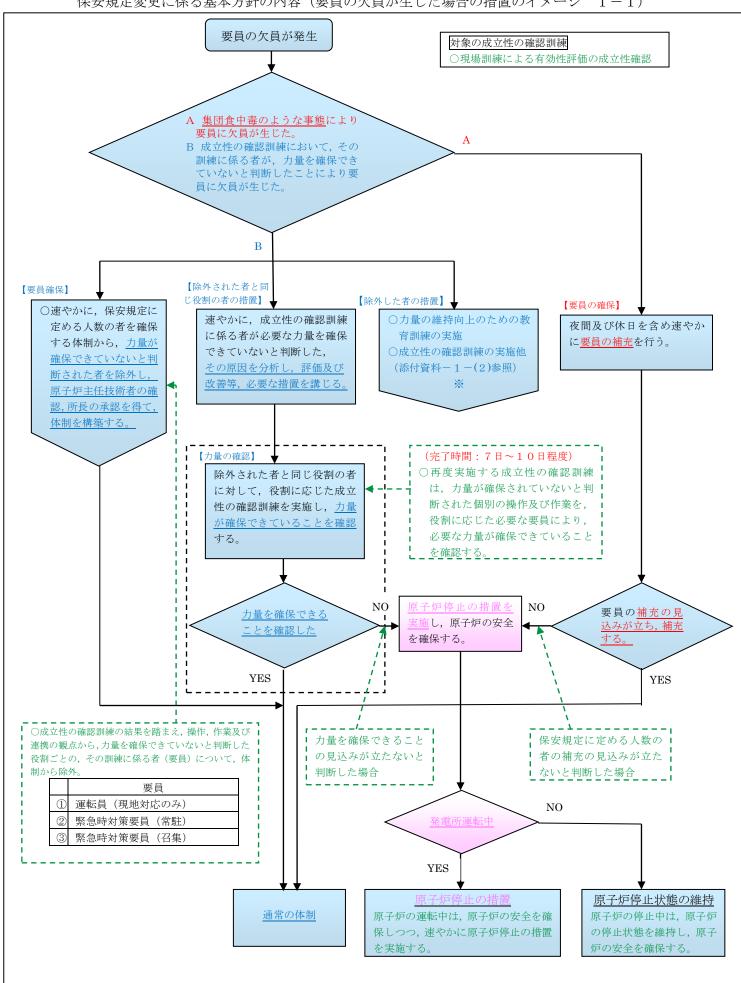
※7:114名以上のうち、8名以上を1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉の要員、1 06名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。

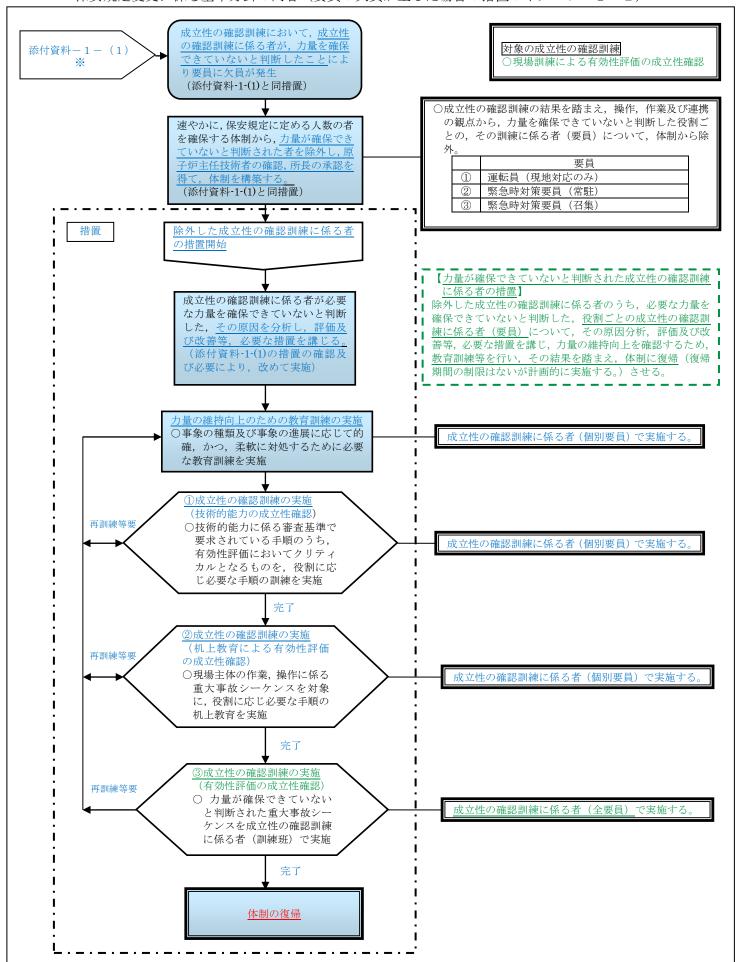
※8:火災の規模に応じ召集する。

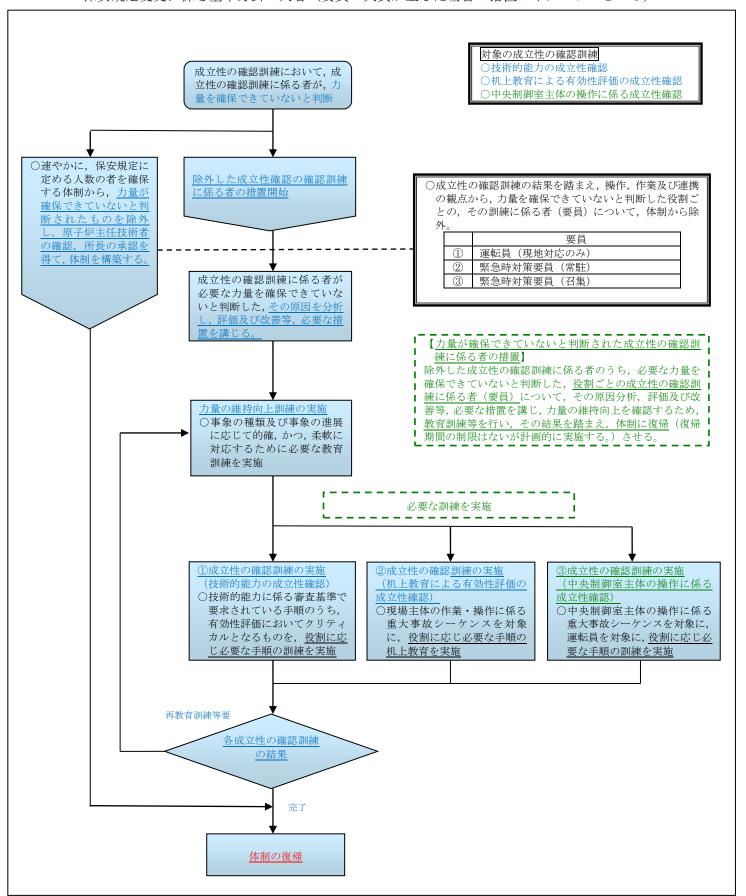
(2)「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」の内容

「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に以下の内容を規定する。

- ① 集団食中毒のような事態(②項の事態以外)により要員に欠員が生じた場合
- e. 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。
- ② 成立性の確認訓練において、成立性の確認訓練に係る者が、必要な力量を確保できていないと 判断したことにより要員に欠員が生じた場合
 - (イ) 成立性の確認結果を踏まえた措置
 - a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認,技術的能力の成立性確認及び机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合成立性の確認により,役割に応じた必要な力量(以下(イ)において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は,速やかに以下の措置を講じる。
 - (a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。
 - (b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。
 - b. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講 じる。
 - (a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。
 - (b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合,力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して,必要な措置の結果を踏まえ,力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に,役割に応じた成立性の確認訓練を実施し,力量が確保できていることを確認し,所長及び原子炉主任技術者に報告する。
 - (c)(b)項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。
 - (d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。
 - (e)(d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。







体制の復帰までの期間 (例)

